

## 「P a y Bサービス」A T M取引規定

### 1. 適用範囲

P a y Bサービス（以下、「本サービス」といいます。）は、株式会社熊本銀行（以下、「当行」といいます。）が決済事務について業務提携しているピリングシステム株式会社（以下、「収納機関」といいます。）と加盟店契約を締結した企業（個人事業主を含む。）・各種団体・組織・機関等（以下、「加盟企業」といいます。）が利用者に発行した払込票、請求書等（以下、「払込票等」といいます。）の商品の購入又はサービスの提供の対価、税金その他の原因に基づき支払う金銭（以下「代金等」といいます。）についての払い込みを行うため、当行所定の現金自動預入払出兼用機（以下「当行 A T M」といいます。）において、預金（普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）および貯蓄預金をいいます。以下同じです。）の機能をもつキャッシュカード（以下「カード」といいます。）もしくは通帳を利用して、払い込み資金を当該預金口座から引き落とし（総合口座取引規定に基づき当座貸越により引き落とす場合も含みます。）、または、払い込み資金として現金を投入し、代金等の払い込みを行う取扱いをいい、この取扱いについては本規定が適用されます。

### 2. 利用方法

- (1) 本サービスを利用するときは、当行 A T Mの画面表示等の操作手順に従って、当行 A T Mのマルチリーダーを用いて、当該払込票等に印字された代金等を記録したバーコード又は Q Rコードを読み取り、当行 A T Mの画面上に表示された請求金額その他の情報を確認のうえ、その他当行所定の事項を当行 A T Mに正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当行に依頼してください。
- (2) 前項の依頼に基づく照会結果として当行 A T Mの画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、本サービスの依頼を行ってください。
- (3) 本条第 1 項の依頼内容および第 2 項の収納機関からの照会結果について、過誤あったとしても、これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 3. 本サービスにかかる取引の成立

- (1) 本サービスにかかる契約は、当行がコンピュータ・システムにより依頼内容を確認して払込資金を受領した時に成立するものとします。
- (2) 次の場合には、本サービスを行うことはできません。
  - ① 停電、故障等により取扱いできない場合
  - ② 依頼内容に基づく払い込み資金等を満たす資金を当行が受領できない場合
  - ③ 当該預金口座が解約済みの場合
  - ④ お客さまから当該カードもしくは通帳に関する支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行った場合

- ⑤ 差押等やむをえない事情があり当行が不相当と認めた場合
  - ⑥ 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合
  - ⑦ 当行所定の回数を超えて当該預金口座の暗証番号を誤って当行 A T Mに入力した場合
  - ⑧ 当該カードまたは通帳（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
  - ⑨ その他当行が必要と認めた場合
- (3) 本サービスにかかる契約が成立した後は、本サービスの依頼を取り消すことができません。
- (4) 収納機関からの連絡により、本サービスが取り消されることがあります。
- (5) 当行所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、本サービスの利用が停止されることがあります。本サービスの利用を再開するには、必要に応じて当行所定の手続きを行ってください。
- (6) 本サービスが成立したときは、当行は領収書（領収証書）に代えて依頼内容を記載した利用明細票を交付しますので、依頼内容を確認してください。この利用明細票は、取引の成立を証明する書類となりますので、大切に保管ください。
- (7) 当行は、お客さまのために、当該支払手段にかかる手続きを行うとともに、収納機関に代わってお客さまによる支払を受け、後日、収納機関との間で代金の精算を行います。お客さまは、本サービスの利用に係る氏名、支払先、請求金額等の情報が、本サービスに係る決済事務履行の目的で収納機関に提供されることに同意するものとします。

#### 4. 利用時間

- (1) 当行または収納機関が本サービスの取扱いを行うことができないものとして定めた日または時間帯は、本サービスの取扱いを行うことはできません。
- (2) 前項の取扱い時間内でも、収納機関の利用時間の変動等により、利用できないことがあります。

#### 5. 取引内容の照会

- (1) 当行は本サービスにかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、収納機関または加盟企業に直接お問い合わせください。
- (2) 当行で本サービスを受け付けるときは、当行や他の金融機関およびコンビニエンスストア等にて既に払い込み済みかどうかは確認を行いません。必要以上に代金等を払い込んだ場合、その後の対応については、請求書・納付書の券面に記載の加盟企業に直接お問い合わせください。
- (3) 当行が発信した収納済み通知について収納機関等から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。  
当行からの照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) 当行は当該取引について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合には、本サービスの依頼にあたって入力された電話番号または払い込み資金を振り替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号等を連絡先とします。

- (5) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 6. 加盟企業との取引

お客さまが本サービスを通して行う加盟企業との取引は、お客さまと加盟企業との直接取引となり、また、これら取引の詳細は加盟企業の取引規約・利用規約、プライバシーポリシー・個人情報保護方針等によって規定されます。当行は、当該取引について当行が直接的にサービス提供者となる場合を除き、取引の当事者とならず取引に関する責任を負いません。したがって、取引に際し万一トラブルが生じた際には、お客さまと加盟企業との間で解決していただくことになります。

## 7. 災害等による免責

次の各号の事由により払い込み金の入金不能、入金遅延があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害、事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ② 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
- ③ 当行以外の第三者の責めに帰すべき事由があったとき

## 8. 譲渡、質入れ等の禁止

利用明細票およびこの取引に基づく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません

## 9. 規定の準用

本規定に定めない事項については、当行の各種預金規定、キャッシュカード規定およびその他関連諸規定により取扱います。

## 10. 規定の変更

本規定の条項は、制度改正、諸規定の変更等合理的な事由がある場合は、変更を行うことがあります。

以 上  
(2023.10)